

平成28年 松伏町教育委員会 第5回定例会 会議録

・開会及び閉会に関する事項	平成28年 5月18日 午後2時00分 開会 午後3時57分 閉会	
・場所	・松伏町役場 第二庁舎305会議室	
・出席委員の氏名	・委員長 若盛 正城	
	・委員長職務代理 田口 嘉則	
	・委員 谷ヶ崎 由紀子	
	・教育長 御処野 紀夫	
・欠席委員の氏名	・委員 渡邊 淳子	
・傍聴人の氏名	・なし	
・委員及び傍聴人を除く他議場に参加した者の氏名	・教育総務課長 魚躬 隆夫 ・教育文化振興課長 中川由美子	
・議長名	・委員長 若盛 正城	
・会議録署名委員等	・出席委員全員及び会議録調製職員	
・書記	・主幹 渡辺 武志 ・副主幹 岡本 正央	
1. 開会	議長	午後2時、開会を宣言する。
2. 日程説明	主幹	前回の会議録の承認、議案3件、教育長の報告及びその他事務局報告等1件である旨説明する。
3. 前回会議録の承認を求めることについて	書記	平成28年4月22日に開催した松伏町教育委員会第4回会議録を朗読する。2箇所を修正する。
	議長	委員に諮る。
	委員	異議なし。
	議長	第4回定例会の会議録について、承認したことを宣言する。
4. 議案	議長	議案第27号専決処理の承認を求めることについて、説明を求める。
	御処野教育長	松伏町社会教育委員の委嘱について、教育委員会を招集する暇がなかったため専決処理をしたので、その承認を求める。
	中川教育文化振興課長	別紙及び資料を用いて説明する。
	議長	委員に諮る。
	委員	異議なし。
	議長	原案のとおり議決したことを宣言する。

<p>議 長</p> <p>御処野教育長</p> <p>魚躬教育総務課長</p> <p>若盛委員長 魚躬教育総務課長</p> <p>田口職務代理</p> <p>若盛委員長 魚躬教育総務課長</p> <p>谷ヶ崎委員 魚躬教育総務課長</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>議案第28号松伏町立小中学校学区審議会への諮問について、説明を求める。</p> <p>小中学校の学区に関する事項について、別紙案のとおり松伏町立小中学校学区審議会へ諮問することについて、議決を求める。</p> <p>別紙及び資料を用いて説明する。野田市等で実施する小規模特認校について説明する。</p> <p>1年生の1学級の上限は何名になるのか。</p> <p>1年生は35名で、2年から6年生は40名となっている。</p> <p>埼玉は、2年生35名を認めている。</p> <p>中1は、埼玉38名であり、中2、中3は40名である。</p> <p>学区審議会にかけて、学区自体を変えるのは時間がかかる。</p> <p>また、英語とかPCで小規模特認校としての特色を出してはどうか。</p> <p>学校を魅力あるものにするための財源はあるのか。</p> <p>現時点で予算は確定していないが、10月頃には、ある程度特色ある教育をまとめて募集を開始したい。</p> <p>通学方法は、どうなるのか。</p> <p>保護者の送迎が原則であると考えている。</p> <p>委員に諮る。</p> <p>異議なし。</p> <p>原案のとおり議決したことを宣言する。</p>
<p>議 長</p> <p>御処野教育長</p> <p>魚躬教育総務課長</p> <p>若盛委員長 魚躬教育総務課長</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>議案第29号松伏町学校給食運営委員会への諮問について、説明を求める。</p> <p>学校給食費に関する事項について、別紙案のとおり松伏町学校給食運営委員会へ諮問することについて、議決を求める</p> <p>別紙及び資料を用いて説明する。</p> <p>改定後の給食費をその額にした理由が大切である。</p> <p>消費税が5%から8%に上がったときは、据置いた経緯があり、消費税の動向や物価の上昇の幅、近隣の改定幅も考慮して示す必要がある。</p> <p>委員に諮る。</p> <p>異議なし。</p> <p>原案のとおり議決したことを宣言する。</p>
<p>5. 教育長の報告</p>	<p>御処野教育長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松伏町スポーツ少年団総会 ・埼玉県スポーツ少年団小学生軟式野球交流大会 ・「マッピー松伏」平成28年度総会 ・平成28年度松伏町体育協会表彰式 ・平成28年度 松伏町行政説明会
<p>6. その他（報告）</p>	<p>主 幹</p> <p>平成28年5月以降の松伏町教育委員会の主な行事計画等について → 定例会 7月19日(火)、8月31日(水) いずれも午後2時からとする。</p>

7. 閉会

議 長

午後 3 時 5 7 分閉会を宣言する。